

郵政改革法案

第一章 総則(第1条-第4条)

○ 目的(第1条)

郵政改革(郵政民営化により郵政事業の実施主体が分割され、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の全株式を処分するとされたこと等の結果、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、その役務の郵便局での一体的な利用が困難となるとともにあまねく全国での公平な利用への懸念が生じている事態に対処して、郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともにあまねく全国での公平な利用を確保するための郵政事業の抜本的な改革)の基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進する。

○ 基本理念(第3条)

郵政改革は、経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、労働環境の整備及び地域経済との連携に配慮しつつ、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法で郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保し、並びに国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の公益性と地域性が十分に発揮されるための措置を講じ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを基本として行われるものとする。

○ 国等の責務(第4条)

国は、基本理念の通り、郵政改革に関する施策の総合的策定及び確実かつ円滑な実施の責務を有する。郵政事業の実施主体は、基本理念の通り、郵政改革に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

第二章 郵政改革の基本方針(第5条-第16条)

- 日本郵政(株)は、郵便事業(株)及び郵便局(株)の業務及び権利義務を、平成23年10月1日に引き継ぐ。
- 政府は、常時、日本郵政(株)の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を保有する。
- 日本郵政(株)は、常時、郵政事業に係る基本的な役務の提供の契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を保有する。
- 日本郵政(株)は、郵便、簡易貯蓄、送金・債権債務決済及び簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法で郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたるあまねく全国での公平な利用確保のため、郵便局ネットワークを維持する。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(機構)が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局で取り扱われる。
- 郵便局ネットワークは、地方公共団体から委託された特定の業務の取扱いを可能とすること等により、地域住民の利便の増進に資する業務を行う拠点として活用される。
- 法律に基づく郵政事業の実施主体への政府の関与は、当該実施主体に課される義務に照らし必要最小限のものとする。
- 郵政事業は、同種の業務を行う事業者の事業環境に与える影響を踏まえ、当該事業者との競争条件の公平性に配慮して行われる。
- 郵政事業は、中小企業その他の振興地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上に寄与するよう配慮して行われる。
- 政府は、小規模郵便局での検査及び監督について、郵政事業に係る基本的な役務の確保の規定の趣旨を尊重し、当該郵便局の業務の円滑な遂行に配慮して行う。
- 日本郵政(株)は、郵政事業について国民の理解を得るため、経営の状況に関する情報を公表する。
- 政府は、本法の施行後三年を目途に、機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少等の状況を勘案して機構の解散について検討し、その結果に基づく所要の法制上等の措置を講ずる。

第三章 郵政改革推進委員会(第17条-第25条)

- 郵政改革推進委員会(委員会)は、次の事務をつかさどる。
 - 内閣総理大臣及び総務大臣の諮問に応じ、関連銀行・関連保険会社の業務の届出に対する勧告の要否及び内容の判断に必要な基準並びに関連銀行・関連保険会社及びこれらの子会社に係る政策に関する重要事項を調査審議すること(審議結果は公表)
 - 関連銀行又は関連保険会社の業務の届出に対し、内閣総理大臣及び総務大臣が勧告をしようとする際に意見を述べること
- 委員会は、関係行政機関の長並びに日本郵政(株)、関連銀行及び関連保険会社の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 委員会は『「①政府が保有する日本郵政(株)の議決権が二分の一以下」「②日本郵政(株)が保有する関連銀行の議決権が二分の一以下、又は郵便貯金銀行が関連銀行でないこと」の双方に該当するに至った日(関連銀行に係る特定日)』又は『「①政府が保有する日本郵政(株)の議決権が二分の一以下」「②日本郵政(株)が保有する関連保険会社である郵便保険会社の議決権が二分の一以下、又は郵便保険会社が関連保険会社でないこと」の双方に該当するに至った日(関連保険会社に係る特定日)』のうちいずれか遅い日まで置かれる。

第四章 日本郵政株式会社(第26条-第54条)

○ 日本郵政(株)等の再編成(第26条-第29条)

- 日本郵政(株)、郵便事業(株)及び郵便局(株)は、日本郵政(株)を吸収合併存続会社とし、平成23年10月1日を効力発生日とする合併をするものとする。
- 日本郵政(株)、郵便事業(株)、郵便局(株)は、合併に関する実施計画を共同して作成し、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 実施計画には、本法のほか、①貨物利用運送事業法、②貨物自動車運送事業法、③銀行法、④合併後の日本郵政株式会社法、⑤保険業法、⑥金融商品取引法に基づく合併等の許認可の申請及び届出に必要な事項等を記載し、上記3大臣は、認可申請が上記の法律の基準及び合併が適切かつ円滑に実施されるための基準に適合するかを審査する。

○ 業務の開始に関する特例(第30条-第47条)

- 日本郵政(株)は、施行日において、①第二種貨物運送事業者たる法人の合併の認可、②一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併の認可、③銀行代理業の許可、④銀行持株会社の認可、⑤保険持株会社の認可を受けたものとみなす。日本郵政(株)は、施行日において、合併計画に定められたものについて、銀行持株会社及び保険持株会社として他業等の届出並びに銀行窓口業務及び保険窓口業務の届出をしたものとみなす。日本郵政(株)は、施行日において、生命保険募集人の登録を受けたものとみなす。
- 合併計画に、引き続き行う業務として金融商品仲介業が含まれている場合には、日本郵政(株)は、施行日において、金融商品仲介業の登録を受けたものとみなす。
- 合併計画に、引き続き行う業務として損害保険の保険募集が含まれている場合には、日本郵政(株)は、施行日において、損害保険代理店の登録を受けたものとみなす。
- 日本郵政(株)は、施行日において、合併計画に定められた合併後の日本郵政(株)が行う届出業務及び郵便局の名称等の届出について、届出をしたものとみなす。
- 簡易郵便局は、日本郵政(株)を代理人として、銀行代理業の変更の届出をすることができる。日本郵政(株)は施行日前に事業計画の変更の認可を受けなければならない。

○ 業務等に関する特例(第48条-第54条)

- 日本郵政(株)に対し、銀行持株会社・保険持株会社他業制限・子会社保有制限等の特例を設ける(他業・子会社保有等の実施の際に内閣総理大臣に届出)。

第五章 郵便貯金銀行(第55条-第59条)

- 郵便貯金銀行は、郵政民営化法の廃止の日において、①銀行免許を受けたものと、②金融商品取引業に関する登録を受けたものと、③確定拠出年金運営管理業の登録を受けたものと、それぞれみなす。
- 郵政民営化法廃止から合併までの間(再編準備期間中)、郵便貯金銀行の預入限度額及び業務範囲・子会社保有制限等については、郵政民営化法の規定はなお効力を有する。
- 郵便貯金銀行から日本郵政(株)への金銭の交付等については、郵政民営化法の規定はなお効力を有する。
- 郵便貯金銀行は、施行日前に関連銀行としての業務の内容及び方法の届出を行わなければならない。

第六章 郵便保険会社(第60条-第62条)

- 郵便保険会社は、郵政民営化法の廃止の日において、生命保険業免許を受けたものとみなす。
- 再編準備期間中、郵便保険会社の保険金額等の限度額及び業務範囲・子会社保有制限等については、郵政民営化法の規定はなお効力を有する。
- 郵便保険会社については、郵政民営化法の承継資産価格変動準備金等に関する法人税に係る課税の特例等の規定は、なお効力を有する。
- 郵便保険会社は、施行日前に関連保険会社としての業務の内容及び方法の届出を行わなければならない。

第七章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(第63条)

- 機構が保有する預金については、預金保険の対象外とする等の郵政民営化法の規定は、なお効力を有する。
- 機構に係る郵政民営化法の保険金額等の限度額制限(郵便保険会社が関連保険会社である間に限る。)及び郵便貯金銀行(郵便保険会社)への情報提供(郵便貯金銀行(郵便保険会社)が関連保険会社である間に限る。)の規定は、なお効力を有する。

第八章-第九章 関連銀行・関連保険会社(第64条-第69条)

- 関連銀行・関連保険会社は、銀行窓口業務・保険窓口業務の開始前に、業務の内容及び方法を定め、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。当該届出をその子会社とともに遵守しなければならない。届出は、関連銀行・関連保険会社及びその子会社の業務が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと等の条件に適合しなければならない。
- 内閣総理大臣又は総務大臣は、届出が上記の条件に適合しない、又は届出事項を遵守していないと認めるときは、関連銀行・関連保険会社に必要な措置の勧告をすることができる(勧告をしたときはその旨を公表)。各大臣が上記勧告をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。
- 関連銀行については関連銀行に係る特定日、関連保険会社については関連保険会社に係る特定日以降は、上記の届出・勧告及び委員会の調査審議等の規定は適用しない。

第十章 雑則(第70条-第71条)

- 金融庁長官等への権限委任及び法の施行に關し必要な事項の政令委任

第十一章 罰則(第72条-第76条)

- 本法の規定に違反した場合等の罰則

附則

- 施行日は平成23年10月1日。ただし、①第一章、第二章、第四章(合併関連部分)、簡易郵便局の銀行代理業の変更届出、第十章、第十一章等については公布の日、②再編準備期間中の特例、第五章から第七章(業務の内容及び方法の届出部分を除く。)については公布の日から三月以内で政令で定める日(郵政民営化法の廃止の日)③第三章並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の内容及び方法の届出については、公布の日から一年以内で政令で定める日(委員会の設置の日)

第一章 総則（第1条—第4条）**○ 目的（第1条）**

- 日本郵政株式会社（会社）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とする。

○ 定義（第2条）

- 「銀行窓口業務」＝会社と銀行窓口業務契約を締結する銀行（関連銀行）を所属銀行とする銀行代理業（預金の受入れ及び為替の業務で総務省令で定めるものに限る。）
- 「保険窓口業務」＝会社と保険窓口業務契約を締結する生命保険会社（関連保険会社）を所属保険会社等とする保険募集及び関連保険会社の事務の代行（生命保険に係るもので総務省令で定めるものに限る。以下「保険募集等」という。）
- 「銀行窓口業務契約」＝①会社が第6条の責務を果たすため銀行代理業を行うこと、②銀行代理業の内容・方法、営業所の名称、所在地等、を含む会社と銀行の契約
- 「保険窓口業務契約」＝①会社が第6条の責務を果たすため保険募集等を行うこと、②保険募集等の内容・方法、営業所の名称、所在地等、を含む会社と保険会社の契約
- 「郵便局」＝会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うもの

○ 議決権の政府保有、商号使用制限（第3条・第4条）

- 政府は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一を超えて保有してなければならない。
- 会社でない者は、その商号中に日本郵政株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等（第5条—第19条）**○ 業務の範囲（第5条）**

- 会社は、次に掲げる業務を行うものとする（必須業務）。このうちア及びイの業務は公共サービスとみなし、公共サービス基本法第三条（基本理念）を適用する。
 - 「ア郵便の業務」、「イ銀行窓口業務及び保険窓口業務（金融窓口業務）」「ウ金融窓口業務の契約の締結と当該契約に基づく権利の行使並びに関連銀行及び関連保険会社の株式の取得・保有及び株主としての権利行使」、「エ印紙の売りさばき」
- 会社は、その目的を達成するため次に掲げる業務を行うことができる（法の目的内で行う任意業務）。
 - 「お年玉付年賀葉書等の発行」、「地方公共団体窓口事務委託法に規定する郵便局取扱事務」、「郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務」（届出制）
- 会社は、①・②の業務の遂行に支障のない範囲内で、①・②以外の業務を行うことができる（届出制）。

○ 責務（第6条）

- 会社は、その業務の運営に当たっては、公共サービス基本法の基本理念にのっとり、国民の権利として、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法で郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにする責務を有する。

○ 郵便局の設置（第7条）

- 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国で利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- 会社は業務開始の際、「郵便局」「郵便窓口業務を行う営業所で銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないもの」の名称・所在地を総務大臣に届け出なければならない。

○ 関連銀行及び関連保険会社の議決権の保有（第8条）

- 会社は、常時、関連銀行及び関連保険会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を、それぞれ保有してなければならない。

○ 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約（第9条）

- 会社は、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の締結前に、その内容を届け出なければならない（変更時同様）。

○ 関連銀行の預入限度額（第10条）

- 関連銀行は、預金等の種類、預金者等の区分等を勘案して政令で定めるところにより算定した預金等の合計額が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連銀行の経営状況を勘案して政令で定める額を超える預金等の受入れをしてはならない。
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、上記の施行に必要な範囲で関連銀行に報告又は資料提出を求めることができるほか、関連銀行が上記に違反する等の場合には、関連銀行に必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる（勧告をしたときはその旨を公表）。

○ 関連保険会社の保険金額等の限度額（第11条）

- 関連保険会社は、保険の種類、保険契約の内容等を勘案して政令で定めるところにより算定した保険金額、保険料の額又は年金の年額のそれぞれの合計額が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連保険会社の経営状況を勘案してそれぞれの合計額について政令で定める額を超える保険の引受けをしてはならない。
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、上記の施行に必要な範囲で関連保険会社に報告又は資料提出を求めることができるほか、関連保険会社が上記に違反する等の場合には、関連保険会社に必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる（勧告をしたときはその旨を公表）。

○ 一般担保（第12条）

- 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って（民法の一般先取特権に次ぐ順位で）自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

○ 会社の経営等に係る主務大臣の認可（第13条—第17条）

- 会社は、募集株式・募集新株予約権を募集等する場合は、総務大臣の認可を受けなければならない。新株予約権の行使により株式を交付した場合は、総務大臣に届け出なければならない。
- 会社の取締役の選解任の決議並びに監査役の選解任の決議は総務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。
- 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない（変更時同様）。
- 会社は、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 会社の定款の変更、剰余金の処分、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

○ 財務諸表（第18条）

- 会社は、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の総務省令で定める会社の財産、損益又は業務状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

○ 収支の状況（第19条）

- 会社は、毎事業年度、「郵便・印紙の業務及びお年玉付年賀葉書の発行」「銀行窓口業務及び銀行窓口業務契約締結と当該契約に基づく権利行使並びに関連銀行の株式の取得・保有及び株主権行使」（銀行窓口関連業務）、「保険窓口業務及び保険窓口業務契約締結と当該契約に基づく権利行使並びに関連保険会社の株式の取得・保有及び株主権行使」（保険窓口関連業務）、「上記以外の業務」の区分毎の収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則（第20条—第24条）**○ 監督、報告及び検査（第20条・第21条）**

- 会社は、総務大臣がこの法律、郵便法（以下略）に基づき監督する。総務大臣は、これらの法律の施行のため特に必要がある場合、会社に監督上必要な命令ができる。
- 総務大臣は、これらの法律の施行のため特に必要がある場合、会社から報告をさせ、又は職員に立入検査をさせることができる。

○ 財務大臣との協議、権限の委任、主務大臣（第22条・第23条）

- 募集株式・募集新株予約権の募集等、事業計画、重要財産譲渡、定款変更等の認可に当たっては、総務大臣は財務大臣に協議しなければならない。
- 内閣総理大臣は、この法律に基づく権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。金融庁長官は財務局長又は財務支局長に委任することができる。

○ 情報の公表（第24条）

- 会社は、①会社が上場していない場合には上場企業が公表すべき情報を勘案して総務省令で定めるものを公表するほか、②業務・郵便局の名称等・銀行（保険）窓口業務契約の届出をしたとき、③取締役の選解任・事業計画の認可を受けたとき、④収支の状況を提出したときはその旨を公表しなければならない。

第四章 罰則（第25条—第31条）**○ 附則**

- 施行期日（平成23年10月1日（一部を除く。））、処分等・罰則に関する経過措置、その他の経過措置の政令への委任
- 会社は、当分の間、機構の委託又は再委託を受けた業務を行う（及びこれを銀行窓口業務及び保険窓口業務と同等の必須業務として行わせるための規定の整備）

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

- 郵政民営化法等4法の廃止、関係法律（37本）の所要の規定の整備及び経過措置を規定